

# 諷刺漫画と保険

— 『団圓珍聞』を中心にして —

## I はじめに

一八九五年一月六日、『大阪朝日新聞』附録に次のような宣伝広告が掲載された。

図1に描かれている絵は、正月に親戚のご婦人や子どもらが集まって、かるたをしている場面である。年配らしい女性が「昨年のお正月にはお祖父さまの面白い狂言を御覧なすつたでせう、今年は軍国のごとでですから皆さま源平に分れて歌かるた取でも致しませう。此のかるたはいつもの百人一首とは少し変つてますから、お嬢様も坊ちゃんも気を付けて下さいな。サアよろしいか読みますヨ。」と前置きをしてから、読み始めるのが「保険かるた」である。



稲葉浩幸

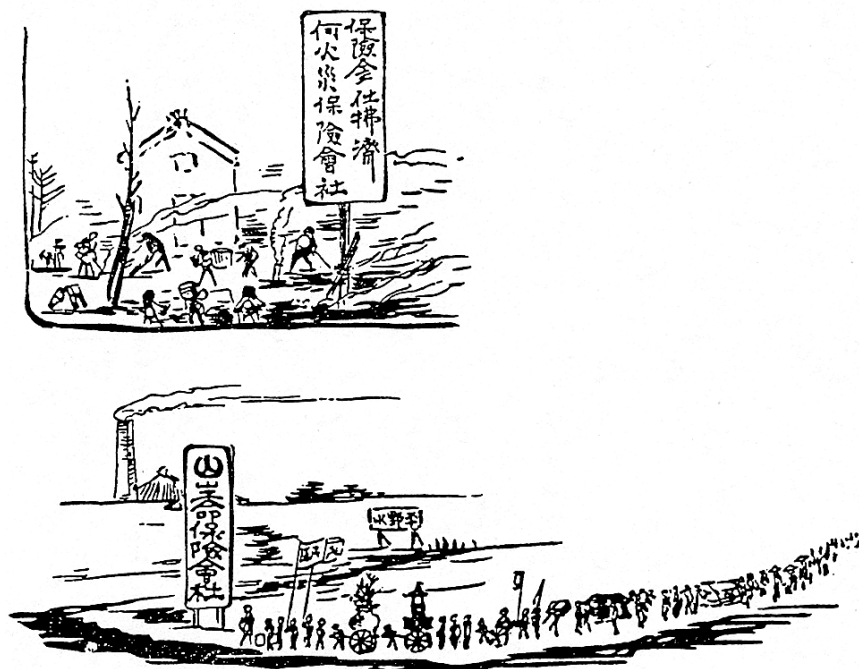
(出典) 日本生命 (1963) p. 38.

図1 日本生命保険株式会社の宣伝広告

我いのち保険してこそたしかなれ 世を思ふゆへに物思ふ身は  
 けふこそは保険を受けて喜ばし 人しれずこそ思ひそめしか  
 君はまだ保険せぬかと進むるも いかにかにしきものとかはしる  
 末のため払ひつづける保険料 長くもかなと思ひけるかな  
 養老の保険をあての隠居料 人の命のをしくもある哉  
 わづらひて保険のなきをくやみけり かこち顔なる我なみだかな  
 山師等の立てた会社に入る人は くだけて物を思ふ頃から<sup>(2)</sup>

これらの七首はいずれも百人一首に収められた和歌を、上の句のみを保険の内容に変えたものである。娘が「お叔母さん私のお母さんは北濱の日本生命保険会社へ這入って入らッしやるから安心ですネー」と言うのに対し、叔母は「勿論のこと彼の会社は評判の堅い会社で、よく行届きますから私共や迄もなく当世は日本生命に限りませう」と続けている。叔母が最初に「今年は軍国」と言ったように、当時のわが国は日清戦争（一八九四～一八九五）の最中であつた。保険会社はこの戦争と保険とを結びつけて、「保険かるた」の広告を作り出したのである。図1は時世を巧みに利用して保険の効用、保険会社の宣伝を謳った興味深い新聞広告といえる。

また、湯本（1996）では、明治期のわが国保険業の起源について解説するとともに、当時『団団珍聞』と『滑稽新聞』に掲載された保険に関する二つの風刺漫画を紹介している。



（出典）湯本（1996）p.355。

図2 『滑稽新聞』に掲載された風刺漫画

『滑稽新聞』は、一九〇一年に宮武外骨によって大阪で創刊された雑誌で、時事批評や毒のある風刺やパロディーなどで人気を博した。

図2について、湯本(1996)では「焼け跡に『保険金支払い済み』の立て札が立てられ、葬儀場への道端には『生命保険会社』の広告があるといった光景を描いたものである。それほどまでに保険会社間に競争も激しかったことがわかる。このことから保険がいかに一般に浸透していたかがうかがうことができよう」と解説している。この風刺画の作者の目には、当時の火災保険会社や生命保険会社が人々の災難や不幸につけこんだ商売に映ったのだろう。

また、一八七七年に創刊された『団団珍聞』については、清水(2005)において次のように紹介されている。

自由民権運動の気運に乗って、一つの風変わりな雑誌が明治十年三月に誕生した『団団珍聞』といい、広島出身の野村文夫が創刊したものである。(略)野村は緒方洪庵の適々齋塾の出身で、幕末に英国に留学し、維新後は官吏になったが藩閥政府の藩閥人事にいやげがさしてジャーナリズムの世界へ入った人物である。『団団珍聞』は、自由民権運動の思想啓蒙・藩閥政治批判を柱に、漫画・茶説(社説)・狂詩・狂句・狂歌・都々逸・川柳などで時局を諷刺した週刊誌である。とくに漫画を重視し、それを最大の売り物にしていた。漫画の重視は、編集長の次に漫画立案主任が序せられていたことでもわかる。野村は広島で家塾を開いていたが、その時の教え

子で漫画家の本多錦吉郎に漫画を描かせている。ヨーロッパから持ち帰った漫画資料を本多に見せ、日本で初めてペンによる漫画を描かせたのである。その斬新な絵と鋭い諷刺で『団団珍聞』は大好評を博した(明治十二年頃は、毎週一万五千部発行された)。この雑誌を無視しては日本の漫画史は語れない。とくに明治十年代の漫画は、自由民権運動とそれに対する政府の対応に民衆がどう反応していったかを知るための貴重な資料となっている。

このように、『団団珍聞』や『滑稽新聞』といった大衆雑誌に掲載された絵を読み解いていくと、当時の時代的背景や世相等とともに、そこに描かれた事物と庶民の生活との関わりを垣間見ることができ。米山(2008)において、「わが国の保険史の研究では、保険会社や保険募集といった、保険の供給側の研究が多く、保険を購入する側の研究が遅れています」と指摘されるように、近代的保険制度が導入されたばかりの明治期の保険が、人々の生活にどのように浸透し、またその過程においてどのような問題が生じたのかを知ることが、わが国の保険史を研究する上で、非常に重要な課題である。

そこで本稿では、特にわが国保険業の黎明期から発行されていた『団団珍聞』を中心に、そこに掲載された保険に関する諷刺漫画や記事を採り上げ、それがどのような時代背景のもとに描かれたのかを明らかにし、当時の保険をめぐる状況について考察することを目的としている。

## II 団団珍聞と保険

一八九六年二月二十九日の『団団珍聞』に次のような記事が掲載されている。

○親不孝 髭のや達磨

早く親父さんが死んでくれればいい「何故です」「親父さんが死ぬと生命保険のお金が振られ升から」「これは呆れたこの狂句を御覽ツ生命危険親の死を待つ俵

「それでスから生命危険害社というものサ」<sup>(6)</sup>

この記事では、生命保険の保険金が欲しいばかりに、父親の早死に願う息子の話を採り上げ、「生命保険会社」を「生命危険害社」と皮肉っている。

近代的生命保険業の創業時には、保険制度に対する理解が一般にはまだ浸透しておらず、こうした偏見や悪評が後を絶たなかった。一八八一年にわが国初の近代的生命保険会社として創設された明治生命は、当時の状況について「さて愈々店を開いて見ると、何分にも生命保険は死に關聯して、不吉だとか、婦人は夫の死によつて保険金を取るに忍びずと云つた風で、色色な珍話も生れた」と記している。

また、同日の『団団珍聞』には「保険の流行」と題した風刺画も掲載されている。



(出典)『団団珍聞』第1049号(1896年2月29日)p.6.

図3 保険の流行

図3を見ると、泥棒保険、電信保険、花嫁保険、智恵袋保険、米びつ保険、学術保険等といった様々な保険が怪しげな絵とともに紹介されている。天下の大泥棒石川五右衛門をモチーフにした泥棒保険は、例え捕まえてもこの保険に入っていれば安心というところであろうか。また、サーカスの団長のような男が電線にぶら下がっている電信保険は、電線に触っても感電しないという意味であろうか。もちろん、このような保険が実際に存在していたわけではなく、「保険の流行」と題した作者がユーモアと批判を込めて創り出したものである。

「保険の流行」については、これより八年前の『団団珍聞』一八八八年三月二十四日の酒蛙説でも採り上げられている。

酒蛙説

○保険附ヲ望ム 神戸湊川漁夫

保険ト八何ソヤ曰ク受合ナリ而シテ近来此保険ト云フ文字ガ流行シ則チ海上運送荷物ノ保険アリ生命保険会社ノ保険アルハ申スマデモナク蝙蝠傘ニモ保険附アリ弗箱ニモ保険附アリ何ニモ保険附アリ…(中略)…放蕩デ家ヲブツ潰スコトナク身代ヲ堅固ニ辛抱スルト云フ保険附ノ養子ヤ姑ニ孝養ヲ蓋シ借老洞穴ノ契ヲ全ウスルト云フ保険附ノ嫁ヤラ何デモ彼デモ保険タタト云フ保険附ノ世界トナランコト我輩ガ今カラ保険附ノ預言ヲスル所ナル(略)<sup>8)</sup>

この内容を要約すると、近年保険というものが流行しているが、これはつまり受合である。そのうちには委託物や商品だけではなく、身が固く辛抱強いという保険付の養子や、姑を大切に、夫婦仲睦まじく暮らすという保険付の嫁など、何でもかんでも保険保険という保険付きの世界となるだろう、保険付きの予言をするものである、となる。

これらの記事が掲載された一八九〇年前後のわが国の保険業の状況について見てみると、一八八〇年代前半からの松方デフレがようやく終息し、日本の資本主義は急速な発展を遂げ、鉄道や紡績を中心に企業ブームが起こった。会社設立のブームは株式への払込みが集中し、金融機関の資金が不足して起きた一八九〇年の日本経済初の恐慌によ

表1 1893~1895年に設立された保険会社

設立年	生命保険会社	損害保険会社
1893年	職工生命保険、健養生命保険、東洋生命保険、商工生命保険、漁民生命保険、内国生命病災保険、名古屋生命保険、大阪簡易生命保険、松山軽便生命保険	日本海陸保険、帝国海上保険、大阪保険、北陸海上保険、銅業火災保険、東洋保険、商工保険、内国保険、酒家保険、東京火災物品保険
1894年	国民生命保険、仏教生命保険、共済生命保険、有隣生命保険、北陸生命保険、相互生命保険、明教生命保険、競盛生命保険、倭生命保険、仁寿生命保険、大阪病傷保険、京都生命保険	明教保険、健養保険
1895年	山陰生命保険、真宗信徒生命保険、九州生命保険、真宗生命保険	

(出典) 印南編(1966) p.57、pp.271-272より作成。

り挫折したが、この恐慌を既設の保険会社が無事に乗り切ると、投資の対象として保険分野に対する新規参入が相次いだ。特に一八九三年以降は生命保険、損害保険の両分野において保険会社の模倣や類似保険が乱設され、全国的に広がった。<sup>9)</sup>

印南編(1966)によれば、生命保険会社は一八九三年九社、九四年一二社、九五年四社、損害保険会社は一八九三年一〇社、九四年二社となっており、多数の保険会社が設立された。(表1参照)

その後、一八九九年八月二日に横浜と富山で発生した大火は、火災保険業界に大きな打撃を与えた。横浜市中区の大火は焼失戸数約三二〇〇戸、富山市中野新町の大火は焼失戸数約五〇〇〇戸と火災の規模が大きかった上に、火災が同じ日に発生したため、保険金の支払いが増大した。<sup>(10)</sup>

この二つの大火と火災保険会社への影響について、『団団珍聞』では一八九九年八月二十六日、九月二日、九月三日の三度にわたって、



「此炎暑に火の車で懸け廻る苦しし、是ぢやア身体が續きさうも、あい仲間も大分休れる、わらだ」

○保険怪車の奔馳

(出典) 『団団珍聞』第1230号(1899年8月26日) p.11.

#### 図4 ○保険怪車の奔馳

風刺画や記事を掲載している。

図4は、両大火から二週間後の一八九九年八月二十六日に発行された紙面である。「保険怪車の奔馳」と題されたこの絵では、保険金と書かれた重そうな袋を背負った男が、火の車と化した自転車を汗にまみれて漕いでいる。自転車のタイヤは前輪・後輪とも炎に包まれており、それぞれ横浜・富山の文字が読み取れる。自転車の男の台詞である

ろうか。絵の端に「此炎暑に火の車で懸け廻る苦しさはぢやア身体が続きさうもない仲間も大分休れるやうだ」と書かれてある。よく見ると、絵の上部には富山とヨコ濱と保険金の合間から、倒れて押しつぶされた仲間の手が見えている。まさに「自転車操業」である。

また、一週間後の一八九九年九月二日には、次のような記事が掲載されている。

#### ○横浜の大火

鶴見多久庵

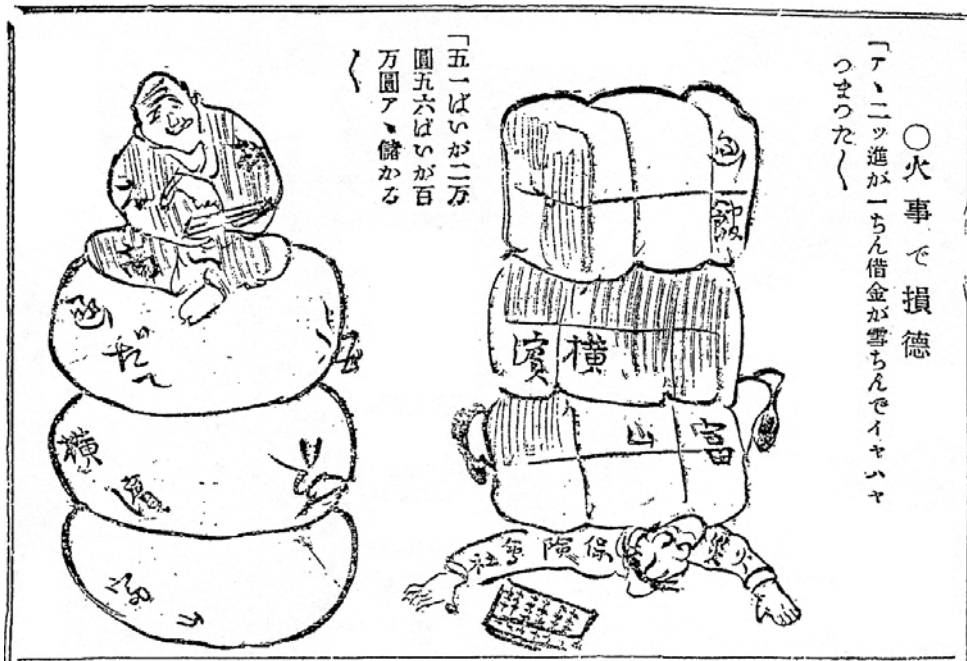
明治三十二年八月十三日は横浜関外の人民に対しては如何なる不幸の日ぞや開港以来未曾有の大火だがそれについて前代未聞の一珍報が有升て「ライライ多久庵子何を独語を云つて居るのだ」「何サ横浜の大火火後に同地の遊郭真金町の賑ふと云ふものは貴賤老若男

女幼童と云はず皆同廓へくりこみ昼夜知らずの大尽遊びでスツチャンスツチャンの大浮れ中にも火災保険会社より保険金を受け取った連中は昼夜の流連で大散財とは呆れ蛙の頬冠りて前後が分らぬとは此事でス「オイ多久庵子同地の人民が遊郭へ登楼するのは尤も至極だ何故と云ツて見な」何故「左様正直でも困るが皆やけ遊びだから」

記事によれば、横浜の大火後、年寄りから子どもまでが同地の遊郭に繰り出し、昼夜を問わず大賑わいとなっている。なかでも火災保険会社より保険金を受け取った者は、そのまま帰らずに遊郭に居続けて散財しているのだと、呆れる作者・多久庵に対し、知り合いらしい男が「横浜の人々が遊郭へ行くのは当然だ。なぜなら、皆やけ遊びだから」とオチをつけている。火災で家を失った人々が、居場所を求めて遊郭に向かうのは、「焼ける」と「自棄になる」を掛けて、やけ遊びと結んでいるのである。

一方、図5は一八九九年九月二三日に掲載された「火事で損徳」と題した風刺画である。

図5の右側の絵には、火災保険会社と書かれた洋服を着ている男の上に、函館・横浜・富山と記された大きな荷物が積み上げられているが、これは八月二日の横浜、富山の大火に続き、九月五日には函館で約二〇〇〇戸が焼失する火災が発生したためである。男の傍にはそろばんが置いてあり、「アア二ツ進が一ちん借金が雪ちんでイヤハヤつまつたつまつた」と嘆いている。明治期にはそろばんによる割算



(出典) 『団団珍聞』第1234号(1899年9月23日) p.11.

図5 火事で損徳

の方法は割算九九を用いるのが主流であった。「二ツ進が一ちん」とは割算九九の「二進一十(にっしんがいちじゅう)」のことであり、あとは語呂合わせで、借金が雪隠(トイレ)でつまつたと、度重なる大火によって多額の保険金を支払わなければならなくなった火災保険会社を皮肉っている。

一方、絵の左側に描かれた材木商と書かれた着物の男は、「五一ばいが二万円五六ばいが百万円アア儲かる儲かる」と笑いながら、函館・横浜・富山と記された袋の上に胡坐を掻いている。火災保険会社とは反対で、火災で焼失した家屋の再建に大忙しの材木商は儲かってしかたがないという様子である。

表2には一八九九年八月に発生した富山・横浜大火による各保険会社への影響が示されている。

日本経営史研究所・住友海上編(1995)によると、表2に掲載されている保険会社について「関東火災は一九〇〇年七月解散、東洋物品、財産火災、帝国火災は同年中に営業停止命令。明教保険は生保専業に、銅業火災は一九〇二年五月、東京火災に契約を移転して解散するなど、被害額の大きかった会社のうちで、資本金の少額のもの、ほとんど破綻している」と指摘している。このように富山・横浜大火は、自己資本の充実にいた東京火災、明治火災など少数の大手損保会社を除いて、多くの中小損保会社に対して大きな打撃を与えたのである。

これまで『団団珍聞』に掲載された保険会社に関する記事および風

表2 1899年富山・横浜大火の影響

会社名	払込 資本金	各種 積立金	計(1)	富山 損失金	横浜 損失金	計(2) (円)	(2)/(1) (%)
東京火災	1250000	519078	1769078	25416	65279	90695	5.13
明治火災	250000	699872	949872	11250	29460	40710	4.29
日本火災	200000	322832	522832	0	0	0	0.00
横浜火災	1250000	53517	1303517	0	42243	42243	3.24
大阪保険	180000	103750	283750	115929	57893	173822	61.26
酒造火災	250000	83500	333500	57800	67800	125600	37.66
明教保険	125000	41538	166538	3850	12570	16420	9.86
帝国火災	165000	0	165000	53000	4600	57600	34.91
家屋物品	75000	32000	107000	3422	20000	23422	21.89
東洋物品	25000	500	25500	15000	0	15000	58.82
東京物品	25000	20098	45098	9400	22700	32100	71.18
財産火災	25000	892	25892	0	720	720	2.78
関東火災	25000	0	25000	36400	26000	62400	249.6
銅業火災	20000	26453	46453	不明	不明	不明	不明

(出典)原島(1910) p.10より作成。



**團圓珍聞創刊二十五周年**

◎讀者と團珍との銀婚式!!!

鳥鬼勿々歳月流るゝが如し、回顧すれば我が團々珍聞を創刊せるは、實に去る明治十年三月十日にして、今年今月は其**二十五周年**に相當し、讀者と團珍とは、茲に**銀婚式**の祝典を舉ぐるの盛況に達せり。嗚、朝刊叢書の雜誌界に二十五年の長壽を保てるもの、獨り我が團々珍聞あるのみなり。この日本文藝界に空前なる好歴史を貢獻せるは、偏に讀者が愛の效す所ならんと館員一同感佩措く能はず、ますます奮勵して誓つて讀者が愛顧の万分に報はん事を期し、次號の紙上は、特に其表紙を一新するのみか、天下獨得の**讀者生命保險法**を公布實施せんとす、讀者須く弊館が如何に斯道に盡瘁するかを見て、なほ**永世無窮**の高麗を垂れ給はん事を。謹んで豫告す!!!

(出典) 『團圓珍聞』第1309号(1901年3月2日) p.13.

図6 ◎讀者と團珍との銀婚式!!! 團圓珍聞創刊二十五周年

**!!! 見・よ・見・よ・百・圓・の・保・險 !!!**

◎天下獨特讀者生命保險法の實施!!!

我が國交通機關の發達に従ひて、旅客が危險の度も、亦日に月に増進するの已むを得ざるは、蓋し人力の以て如何とも爲し能はざる數ならん。弊館茲に見る所あり、新たに保險部を館内に増設し、團珍に最近の關係を有する愛讀者が、**戶外**に於て一朝不幸の**變死**を遂げらるゝ時は、些少ながら**金壹百圓**を弔慰金として、其遺族に贈與し、愛讀者が生前の厚誼を其死後に報はんこと。最近の關係とは、最近發兌の本誌を其**現場に携帶**しつゝあるの謂に他ならず。故に一部僅に金五錢の團珍を携帶せらるゝ人は、金百圓の生命保險に加入するに等しからん。仰ぎ願くは、弊館の敍志を諒して、倍奮の愛を賜へ!!!

△除 外 例

(一) 二十五歳以下の男女は此特權を有せざるものとす。  
 (二) 百圓に換く  
 (三) 運送の役員及び水上の業務に従事するものは保險金を支拂はず

注意! 本誌が發行期日毎土曜日午前十時より次の土曜日午前十時までを其**有効期限**と定む!  
 (明治三十四年三月九日午前十時より實施!!!)

(出典) 『團圓珍聞』1310号(1901年3月9日) p.13.

図7 ◎天下獨特讀者生命保險法の實施 ・見・よ・見・よ・百・圓・の・保・險!!!

刺画は、生命保險会社や火災保險会社に対して、毒を含んだ辛辣な内容が主流であったが、一九〇一年三月二日の紙面では『團圓珍聞』自身も「讀者生命保險法」の予告を行っているのである。

記事によれば、「一八七七年三月十日に創刊した『團圓珍聞』も今月で二十五周年を迎えるにあたり、讀者と團珍との銀婚式の祝典を挙げるものである。創刊廢刊の相次ぐ雜誌界において、二十五年の長壽を保てるのもひとえに讀者のおかげであり、その愛顧に報いるため、

次号の紙上では表紙を一新するばかりでなく、讀者生命保險法を公布實施するものである」とある。この「讀者生命保險法」について、その内容が明らかとなるのは次号の一九〇一年三月九日の紙面においてである。

この一連の記事について、保險銀行時報社編(1933)では「團珍の讀者保險」として次のように紹介している。

滑稽雜誌の魁として普く知られたる團々珍聞は、明治十年の創刊以来茲に二十五年に達せるを以て、此機に乗じ「讀者生命保險」な

るものを実施せり。如何なる計算に出でたるやは之を知らざれども今其方法を挙げれば最近発行の団珍を其現場に携帯しつつ戸外に於て変死を遂げたる時は金百円を遺族に贈与すると云ふにあり、但し満十五才以下の男女と自殺者、並に鉄道の役員、水上の業務に従事する者に対しては、此保険金を支払はぬ。<sup>13)</sup>

なお、三月九日の記事には、注意書きとして、その号の有効期限を発行期日の毎週土曜日午前一〇時から次の土曜日の午前一〇時までとしている。つまり、この保険が適用されるには、常に最新の『団団珍聞』を携帯していなければならないのである。

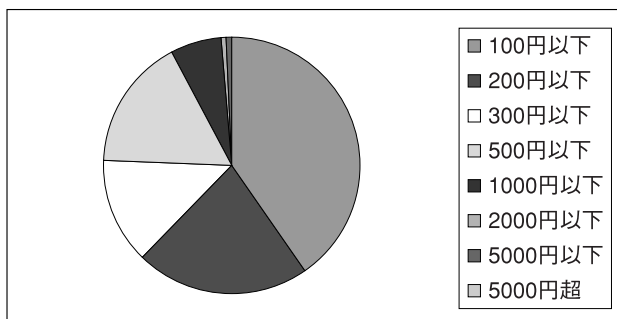
こうした雑誌の読者を対象とした保険について、保険銀行時報社編（1933）では明治二十一年十月『時事公論』なる旬刊雑誌の発行されるや、同誌は購読者誘致策として購読者に鉄道旅行傷害保険を附した。鉄道旅行傷害者にして、同誌の新刊号を携帯する者に金五十円を贈呈する仕組で、保険といへば保険だが、正しくは景品であらう。但し購読料の一部を保険料と見れば保険でもある。けれども同誌はそのため特に積立金をする訳でもないから保険の組織に倣っているものではない。（略）次いで、明治二十四年八月『中央新聞』は『時事公論』を真似たのであらう。看客（購読者）生命保険といふのを始めた。その後新聞雑誌等で、読者保険をつけるものは皆、此の両紙から学んだもので『中央新聞』の進歩は『時事公論』が鉄道傷害に限つたに反し、天変地異、風水火害、人事の不意より起る一般傷害、あらゆる

傷害を保険した点にある」と指摘している。<sup>14)</sup>

その読者保険の内容に違いこそあれ、『団団珍聞』『時事公論』『中央新聞』のいずれも目的としているところは、購読者の増加、つまり雑誌の売り上げを伸ばすことである。それでは、定価一部五銭の雑誌を購入し、それを携帯することによって万が一の場合、保険金額百円の生命保険が遺族に支払われるという内容は、当時の人々に受け入れられたのであろうか。

図8には一九〇一年度における死亡保険金額別の新契約件数の構成比が示されている。グラフより、構成比では一〇〇円以下の件数の比率が三九・五%と最も多くなっており、次いで二〇〇円以下が二三・七%となっていることがわかる。

このことから判断すると、死亡保険金額一〇〇円以下の新契約件数の割合が約四割を占めるような当時の状況においては、『団団珍聞』が打ち出した「読者生命保険法」は雑誌の販売促進を図るための手段として有効



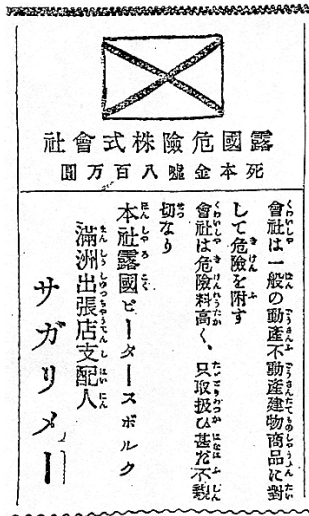
（出典）日本経営史研究所編（1981）pp.544-545より作成。

図8 1901年度における死亡保険金額別新契約件数の構成比

であつたのではないだろうか。

一九〇四年二月に日露戦争が勃発すると、当時ロシアの満州軍最高司令官であつたアレクセイ・クロパトキン将軍を揶揄する記事が紙面に掲載される。

露国危険株式会社の説明によれば、「会社は一般の動産不動産建物商品に対して危険を附す。会社は危険料高く、只取扱い甚だ不親切なり」とあるように、この記事は保険会社の広告を真似て作られたものである。当時の戦況として、一〇月九日にクロパトキン将軍が日本軍に対して反撃を開始したが、攻撃を察知していた日本軍はこれを迎え撃ち、打撃を受けたロシア軍は退却している。なお、「満州出張店支配人サガリメー」とは、クロパトキン将軍を表していると思われる。その後、日露戦争の戦局は二月五日に日本軍が二〇三高地を占領



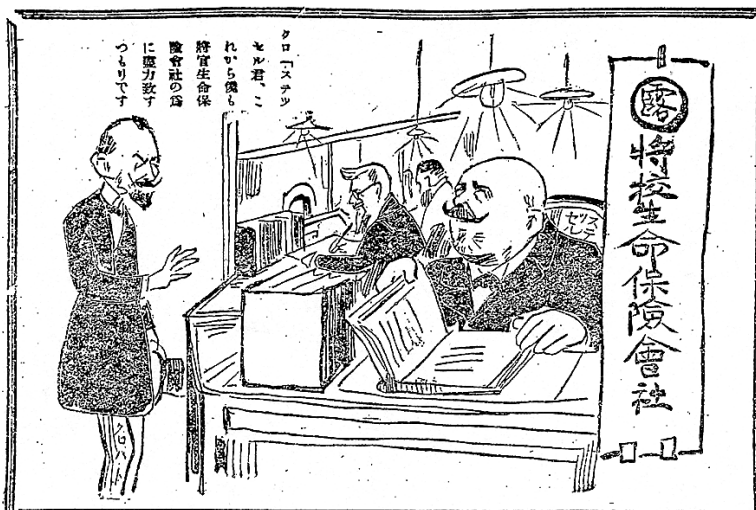
(出典) 『団団珍聞』 1504号 (1904年10月19日) p.14.

図9 露国危険株式会社

すると、翌一九〇五年一月、旅順要塞司令官であつたステッセル中将が降伏した。二月、日本軍はロシアの拠点であつた奉天へと攻撃を開始した。開戦当初より後退戦術をとつていたクロパトキン将軍は総撤退を指示し、その後奉天会戦の敗北の責任を問われ、満州国総司令官を罷免された。<sup>15)</sup>

一九〇五年三月二五日の『団団珍聞』にはクロパトキン将軍とステッセル中将の風刺画が掲載されている。

図10では、上官のはずのクロパトキン将軍が「ステッセル君、これから僕も将官生命保険会社の為に尽力致すつもりです」と、恰幅の良いステッセル中将に述べている。ロシアではステッセル中将に対して旅順要塞を早期に開城した愚将としての評価が多いのに比べ、日本では乃木大将の好敵手としてロシア随一の名将と高く評価されている。一方、退却ばかりを繰り返していたクロパトキン将軍への評価は当時の日本では極めて低かつたものと思われる。余剰兵力を温存したままで降伏したステッセル中将と、退却に次ぐ退却で兵士の士気低下を招き、多数の戦死者を出したクロパトキン将軍とは、「ロシア将校生命保険会社」での立場も逆転してしまつたのだろうか。



(出典) 『団団珍聞』1530号(1905年3月25日) p.9.

図10 露将校生命保険会社

### Ⅲ 結び

一八七七年三月二十四日に創刊され約三〇年にわたって時局を風刺した週刊誌『団団珍聞』は、一九〇七年七月二十七日の一六五四号をもって休刊した。広辞苑によれば、風刺とは「遠まわしに社会・人物の欠陥や罪悪などを批判すること」<sup>16)</sup>、また諷刺画とは「社会または個人の過失・欠陥・罪悪などの諷刺を目的として、機知的・冷評的に描かれた絵画」<sup>17)</sup>と解説されている。前章において見てきたように、『団団珍聞』における保険の風刺は、生命保険や火災保険の制度に対する批判というよりも、そこに関わる人間の欲深さ、愚かしさを毒を含んだユーモアで批判しているように思われる。「親不幸」では保険金欲しさに親の死を待つ息子を例えに生命危険害社と批判し、「保険の流行」では泥棒保険、花嫁保険など人の業の深さをついた様々な保険を考案し、また「酒蛙説」では「保険附ヲ望ム」と題して何にでも保険を付けようとする世の中を痛烈に風刺している。「保険怪車の奔馳」「火事で損得」では相次ぐ大火による火災保険会社の窮乏を滑稽に描き、また「露国危険株式会社」「露将校生命保険会社」では日露戦争下のロシア軍司令官に対して保険会社を題材に冷評している。人の生命や災害による損失を経済的に保障しようとする保険制度を批判しながら、自誌の二五周年記念には「読者生命保険法」を実施し、戸外において『団団珍聞』最新号を携帯した読者が死亡した場合には保険金として一〇〇円をその遺族に贈与するという記事を掲載している。まさに「保険付きの雑誌」であったといえよう。

註

- (1) 日本生命(1963) p.38<sup>o</sup>
- (2) 日本生命(1963) p.38<sup>o</sup>
- (3) 湯本(1996) pp.354-355<sup>o</sup>
- (4) 清水(2005) pp.146-147<sup>o</sup>
- (5) 米山(2008) p.98<sup>o</sup>
- (6) 『団団珍聞』第一〇四九号(一八九六年二月二九日) p.3<sup>o</sup>
- (7) 日本経営史研究所編(1981) p.605<sup>o</sup>
- (8) 『団団珍聞』第六四一号(一八八八年三月二四日) p.10485<sup>o</sup>
- (9) 印南編(1966) pp.56-58を参照<sup>o</sup>
- (10) 日本経営史研究所・住友海上編(1995) p.38を参照<sup>o</sup>
- (11) 『団団珍聞』第一三三二号(一八九九年九月二日) p.7<sup>o</sup>
- (12) 日本経営史研究所・住友海上編(1995) p.38<sup>o</sup>
- (13) 保険銀行時報社編(1933) p.113<sup>o</sup>
- (14) 保険銀行時報社編(1933) pp.83-84<sup>o</sup>
- (15) 日露戦争等に関する記載について  
http://www.jacar.go.jp/nichiro/frameL.htm なを参照<sup>o</sup>
- (16) 新村出編(1998) 『公辞苑』第五版岩波書店 p.2302<sup>o</sup>
- (17) 新村出編(1998) 『公辞苑』第五版岩波書店 p.2302<sup>o</sup>

参考文献

- 原島茂(1910)「本邦火災保険業ノ過去現在及ヒ将来(承前)」『保険雑誌』  
第一六五号保険学会
- 保険銀行時報社編(1933)『本邦生命保険業史』保険銀行時報社
- 印南博吉編(1966)『現代日本産業発達史XXVII 保険』現代日本産業発達  
史研究会
- 宮脇泰(1993)『保険史話―保険史実の一側面―』保険毎日新聞社
- 日本経営史研究所編(1981)『近代生命保険生成史料』明治生命保険相互会

社

- 日本経営史研究所・住友海上火災保険株式会社史編集室編(1995)『住友  
海上火災保険株式会社百年史』住友海上火災保険株式会社
- 日本生命保険相互会社史編集課(1963)『日本生命七十年史』日本生命保  
険相互会社
- 清水勲(2005)『漫画が語る明治』講談社
- 武田晴人(1997)「火災保険業における料率協定の成立過程」『経済学論  
集』第63巻第一号東京大学経済学会
- 米山高生(2008)『物語で読み解くリスクと保険入門』日本経済新聞出版社
- 湯本豪一(1996)『図説明治事物起源事典』柏書房

